

65歳以上のみなさんへ

平成28年度の介護保険料が決まります

平成28年度の介護保険料を決定します。

介護保険料は、年齢により納付の方法が異なります。40歳から64歳までの人は加入の医療保険と合わせて納付、65歳以上の人は特別徴収（年金天引き）また

は普通徴収（納付書・口座振替）で佐賀中部広域連合へ納付するようになっていきます。65歳以上の人の平成27年度の介護保険料は、現在は仮算定により徴収されています。6月に確定した住民税

の課税状況などに基づき、平成28年度の年額保険料を決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬頃に送付されます。

納め方は特別徴収と普通徴収の2通りに分かります

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金から天引きされます。

既に、4月、6月、8月^(※)は、仮徴収していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きします。

なお、年度途中で65歳になられた人、佐賀中部広域外から転入された人などはおおむね6か月後から年金天引き開始となります。

※8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人、年金を受給されていない人、老齢福祉年金などを受給されている人などは、納付書または口座振替で納付します。

すでに、4月から7月（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付します。

納付には納付書のほか便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。なお、すでに口座振替を利用の人は引き続き、口座からの引き落としとなります。

7月下旬から介護保険料の減免申請の受付を始めます

7月下旬頃に送付する平成28年度保険料の納入通知書にリーフレットを同封していますので、減免要件を確認してください。

◆対象者（次のすべてに該当する人）

- ◎平成28年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階の人
- ◎平成27年中のすべての収入が88万円以下の人（世帯員がひとり増えることに41万円加算）
- ◎住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない人（健康保険の扶養も含む）
- ◎世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の人（預貯金には、国債・生命保険の返戻金等も含む）
- ◎居住用以外の活用できる不動産がない人

◆申請に必要な書類

- ◎7月下旬頃に送付した通知書
- ◎平成27年中の収入がわかる書類（年金・給与の源泉徴収票等）
- ◎健康保険証
- ◎預金通帳、生命保険証書、国債証書等
- ◎印鑑

◆減免額

審査を行い、結果については決定後、通知します。減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額します。ただし8月末までに申請された場合に限り4月にさかのぼって保険料を減額します。

◆申請および問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課
 ☎40 11135
 福祉課 地域包括支援係
 ☎75 16033